

土木工事における現場環境改善実施要領

1. 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の実施について必要な事項を定めることにより、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善に資することを目的とする。

2. 対象となる現場環境改善費

別表第1のとおり

3. 適用の範囲

原則、県土整備部が発注するすべての屋外土木工事（委託（工事）を含む）を対象とする。

4. 実施内容及び実施方法

- (1) 受注者が本要領に基づき現場環境改善を実施する場合、実施する内容は、[別表第1] 率計上分の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）の全てにおいて1内容ずつの合計4つの内容を実施するものとする。ただし、選択にあたっては地域の状況・工事内容等により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良いものとする。
- (2) [別表第1] 積み上げ計上分の「熱中症対策・防寒対策」については、(1)を実施しない場合においても単独で実施できるものとする。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)において選択した内容について、実施内容及び実施期間等（積み上げ計上分として実施するものにあつては概算費用）を事前に監督員と協議のうえ決定するものとし、協議により決定した実施内容は施工計画書に記載することとする。なお、発注者指定型においては、(1)の実施内容に係る協議を省略することができる。
- (4) (3)により決定した内容は、実施後に実施状況がわかる写真等（積み上げ計上分として実施したものにあつては見積書）を監督員に提出するものとする。

5. 積算方法

(1) 基本的な考え方

- ア. 対象工事のうち、予定価格3,000万円以上の工事を原則「発注者指定型」、予定価格3,000万円未満の工事については「受注者希望型」とする。ただし、緊急を要する災害復旧工事等については、予定価格にかかわらず「受注者希望型」とする。
- イ. 費用の計上について、「発注者指定型」は現場環境改善費（率計上分）を当初設計において計上するものとする。なお、契約後の協議により実施しない場合は、設計変更するものとする。また、「受注者希望型」は、受注者が実施を希望する場合、事前に実施内容を協議するものとし、効果が期待できると認められるものについて、その費用を設計変更により計上するものとする。
- ウ. 主に現場の施設や設備に対する「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、発注形式を問わず率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、設計変更により積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。
- エ. 費用が巨額となるため現場環境改善费率分で計上することが適当でないと判断されるものは、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア. 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000円未満切り捨て）

- イ. 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。
- ウ. 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、5.(1).ウの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び5.(1).エの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。
- エ. 現場環境改善費の率分を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を計上出来るものとする。
- オ. 経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- カ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

6. 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき費用を計上した項目については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

7. その他

本要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

令和7年6月1日策定

令和8年5月1日一部改定

[別表第1]

＜率計上分＞	
計上費目	実施する内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
＜積み上げ計上分＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策・防寒対策に関する費用 ・ 率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用 	